

NO	用具名称	区分	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
1	特殊寝台	給付	154,000	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上(難病患者においては、寝たきりの状態にある者)
2	特殊マット	給付	19,600	5年	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)(難病患者においては、寝たきりの状態にある者)
3	特殊尿器	給付	67,000	5年	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)(難病患者においては、自力で排尿できない者)
4	入浴担架	給付	82,400	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)
5	体位変換器	給付	15,000	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る)(難病患者においては、寝たきりの状態にある者)
6	移動用リフト	給付	159,000	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(難病患者においては、下肢又は体幹機能に障害のある者)
7	訓練用ベッド	給付	159,000	8年	難病患者で下肢又は体幹機能に障害がある者
8	入浴補助用具	給付	90,000	8年	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者(難病患者においては、入浴に介助を要する者)
9	便器	給付	4,450	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上(難病患者においては、常時介護を要する者)
10	頭部保護帽	給付	15,200	3年	平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的・精神障害者
11	頭部保護帽	給付	36,750	3年	平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的・精神障害者
12	T字状・棒状のつえ	給付	2,200	3年	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
13	T字状・棒状のつえ	給付	3,000	3年	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
14	移動・移乗支援用具	給付	60,000	8年	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害であって、家庭内の移動等において介助を要する者(難病患者においては、下肢が不自由な者)
15	特殊便器	給付	151,200	8年	上肢障害2級以上(難病患者においては、上肢機能に障害のある者)
16	火災警報機	給付	15,500	8年	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
17	自動消火器	給付	28,700	8年	障害等級2級以上及び難病患者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
18	電磁調理器	給付	41,000	6年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
19	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	7,000	10年	視覚障害2級以上
20	聴覚障害者用屋内信号装置	給付	87,400	10年	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
21	透析液加湿器	給付	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者

NO	用具名称	区分	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
22	ネブライザー(吸入器)	給付	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(難病患者においては、呼吸機能に障害のある者)
23	電気式たん吸引器	給付	56,400	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(難病患者においては、呼吸機能に障害のある者)
24	酸素ボンベ運搬車	給付	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者
25	盲人用体温計(音声式)	給付	9,000	5年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
26	盲人用体重計	給付	18,000	5年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
27	盲人用血圧計(音声式)	給付	13,500	5年	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
28	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	給付	157,500	5年	難病患者で人工呼吸器の装置が必要な者
29	携帯用会話補助装置	給付	98,800	5年	音声機能もしくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者
30	情報・通信支援用具	給付	35,000	6年	上肢機能障害又は視覚障害
31	点字ディスプレイ	給付	383,500	6年	視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者(視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者
32	点字器	給付	10,400	7年	視覚障害者
33	点字器	給付	6,600	7年	視覚障害者
34	点字器	給付	7,200	5年	視覚障害者
35	点字器	給付	1,650	5年	視覚障害者
36	点字タイプライター	給付	63,100	5年	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学し、又は就労が見込まれる者)
37	視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付	89,800	6年	視覚障害2級以上
38	視覚障害者用活字文書読上げ装置	給付	115,000	6年	視覚障害2級以上
39	視覚障害者用拡大読書器	給付	198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
40	暗所視支援眼鏡	給付	395,000	8年	視覚障害者又は難病患者であって、必要と認められるもの(夜盲又は視野狭さくの症状がある者に限る。)
41	盲人用時計	給付	13,300	10年	視覚障害2級以上。音声時計は、感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者
42	聴覚障害者用通信装置	給付	71,000	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有しコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者

NO	用具名称	区分	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
43	聴覚障害者用情報受信装置	給付	88,900	6年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
44	人工喉頭	給付	5,000	4年	喉頭摘出者
45	人工喉頭	給付	70,100	5年	喉頭摘出者
46	視覚障害者用ワードプロセッサ	給付	1,030,000		視覚障害。原則として学齢児以上の者
47	点字図書	給付	6,000		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
48	人工内耳用電池	給付	月額 2500		聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受け、かつ、現に人工内耳を装用している者
49	蓄便袋	給付	8,600		ぼうこう又は直腸機能障害のあるストマ造設者
50	蓄尿袋	給付	11,300		ぼうこう又は直腸機能障害のあるストマ造設者
51	紙おむつ	給付	12,000		ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者、高度の排便機能障害若しくは排尿機能障害のある者又は脳原性運動機能障害があり、意思表示が困難な者
52	収尿器	給付	男性用) 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用) 普通型 8,500 簡易型 5,900	1年	高度の排尿機能障害者